

議案第 21 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。
別表第 5 その 2 第 1 項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
 - 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
 - 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
 - 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1 年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したもの进行いう。）进行いう。以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
- ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第 5 その 2 第 2 項の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第 5 その 2 第 3 項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。この場合において、別表第 5 その 2 第 1 項の表中

をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のイ及びロに定める金額を合算した額 イ 別表第5その2第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第5その2第2項の表の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のイからハまでに定める金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第5その2第1項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じた別表第5その2第1項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第5その2第2項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イ及びハに定める金額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第5その2第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分进行いう。	

別表第5その3第1項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第 5 その 3 第 2 項の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第 5 その 3 第 3 項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。この場合において、別表第 5 その 3 第 1 項の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のイ及びロに定める金額を合算した額 イ 別表第 5 その 3 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 5 その 3 第 2 項の表の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のイからハまでに定める金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第 5 その 3 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じた別表第 5 その 3 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

	ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 5 その 3 第 2 項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イ及びハに定める金額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第 5 その 3 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅をいう。 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分进行いう。	

別表第 6 その 5 第 1 項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一户建ての住宅以外の住宅进行いう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第 6 その 5 第 2 項の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第 6 その 5 第 3 項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。この場合において、別表第 6 その 5 第 1 項の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のイ及びロに定める金額を合算した額 イ 別表第 6 その 5 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 6 その 5 第 2 項の表の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のイからハまでに定める金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第 6 その 5 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じた別表第 6 その 5 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 6 その 5 第 2 項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イ及びハに定める金額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第 6 その 5 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。	

- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分という。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分という。

別表第6その6第1項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分という。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分という。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6その6第2項の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第6その6第3項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。この場合において、別表第6その6第1項の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のイ及びロに定める金額を合算した額 イ 別表第6その6第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第6その6第2項の表の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合

	ギー消費量を算定する場合 次のイからハまでに定める金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第 6 その 6 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じた別表第 6 その 6 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 6 その 6 第 2 項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イ及びハに定める金額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第 6 その 6 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅をいう。 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分进行いう。	

別表第 6 その 7 第 1 項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一户建ての住宅以外の住宅进行いう。
 - 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
 - 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
 - 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸

部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第 6 その 7 第 2 項の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第 6 その 7 第 3 項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。この場合において、別表第 6 その 7 第 1 項の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のイ及びロに定める金額を合算した額 イ 別表第 6 その 7 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 6 その 7 第 2 項の表の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のイからハまでに定める金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第 6 その 7 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じた別表第 6 その 7 第 1 項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第 6 その 7 第 2 項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イ及びハに定める金額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をす	複合建築物の形態に応じて、別表第 6 その 7 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

る場合	
備考 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分进行いう。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。